

# 第三次下野市行政改革大綱 (案)



平成 26 年 12 月

下 野 市

## 第1章 行政改革大綱策定の趣旨

### 1 本市を取り巻く現状と課題

#### (1) 地方分権改革の推進

地方分権が進展する中、住民に身近な行政は、基礎自治体である市町村が自主的・主体的に担うことを基本とし、「個性豊かな地域づくり」に取り組む必要があります。

そのため、本市においても、その権限と責任において市政運営を行う「団体自治<sup>\*1</sup>」の拡充とともに、市民の意思を反映した市政運営を行い、地域のことは市民自らの意思と責任で決定する「住民自治<sup>\*2</sup>」の拡充を図るため、必要な権限と財源を持つことが求められています。

本市は、市民と行政の協働により創意工夫を活かし、地域の活力を向上させていくため、地方分権型社会にふさわしい簡素で効率的な行政運営の実現を目指し、さらなる行政改革の推進に取り組む必要があります。

#### (2) 健全財政の堅持

本市の財政状況は、合併以来、市債の繰上償還をはじめ、事務事業評価による各施策の改善、補助金の見直し等の取組により各種財政指標が改善され、健全財政を維持しています。

しかしながら、現下の経済状況において、歳入面では市税収入の増加が期待できないことに加え、合併特例期限終了後の交付税の一本算定<sup>\*3</sup>により平成33年度までには約12億円の一般財源の減少が見込まれ、歳出の面では、少子高齢化の進展による医療福祉関係経費など社会保障費の増加は避けがたく、さらに「下野市総合計画後期基本計画」に基づく市の重点施策の取組による投資的経費の増加等による歳出増が見込まれます。

そのため、本市においては、今後とも健全財政を堅持するため、平成25年3月に「第二次下野市長期財政健全化計画」を策定し、各種財政指標に目標値を設定し、事業の取捨選択等を行うとともに、全庁を挙げての経常経費の削減等の取組を行う必要があります。

#### (3) 新庁舎による行政サービスの質的向上

新庁舎の建設は、3分庁舎による非効率、職員の問題意識の共有化、能率

的な執務環境などが整えられるほか、各行政部門が一箇所に集約されることになり、経費の削減や業務効率の向上、市民サービスの向上が図られる点から、極めて大きな行政改革効果を生み出すと考えます。

そのため、平成28年度の開庁に向けたスケジュールにあわせて、情報システムの構築や窓口業務、施設・設備の設置、その他数多くの課題を解決し、開庁後も引き続き市民サービスの向上を目指し、不断の改善を進める必要があります。

新庁舎開庁は、「行政運営の質的向上」を図る好機と捉え、より一層の行政改革を推進する必要があります。

#### **(4) 公共施設の再配置**

多くの地方公共団体と同様、本市の公共施設は高度経済成長期に一斉に整備されたものが多く、市町村合併により同規模自治体と比較して用途、機能が重複する施設が多く存在しています。少子高齢化が進展し、人口構成も大きく変化する中で、市民にとって真に必要な公共施設サービスを将来にわたり持続可能なものにするためには、中長期的視点から公共施設の適正配置と効率的な管理運営を実現しなければなりません。

そのため、本市が所有する全ての公共施設等を対象に、統廃合や改修、長寿命化など、地域の実情に応じた総合的な管理計画を策定し、老朽化対策に伴う財政負担の軽減や平準化を図る必要があります。

#### **(5) 職員体制の確立**

地方公共団体における総職員数は、行政改革を推進する中で定員管理に取り組み、事務の統廃合や民間委託、退職不補充などにより、平成7年以降一貫して減少しています。

本市においても、平成19年3月に「下野市定員適正化計画」を策定し、退職に伴う新規採用者の抑制や積極的な民間委託、指定管理者制度の導入、事務事業の統廃合、再任用職員の活用などを通し、定員管理の適正化に努め、計画を2年上回る総職員数の削減を行ってきました。

そのため、職員一人ひとりの資質の向上はもとより、組織全体の能力を向上させ、少数精鋭の組織体制の確立を目指す必要があります。

## 2 これまでの取組

### (1) 行政改革大綱

本市においては、合併直後から「下野市集中改革プラン」を実施し、平成19年3月に「下野市行政改革大綱・実施計画」(H18～H21年度)を策定し、その実行を通じて行政のスリム化に努めてきました。

「下野市行政改革大綱」の計画期間終了を受けて、平成22年2月に「第二次下野市行政改革大綱・実施計画」(H22～H26年度)を策定し、引き続き財政健全化や事業の整理統合など「量的側面の改善」と、組織体制の見直しや、行政サービスの改善・充実などの「質的側面の向上」を図り、さらに、行政改革推進委員会において、行政と市民との情報の共有化を踏まえた検証を実施し、市民とともに行政改革を推進してきたところです。

行政改革の本来の意味は、単なる財政健全化、収支均衡(コストカット)にとどまらず、行政運営がより効率的かつ柔軟に行われ、同じコストでよりよい公共サービスを提供するなど、まさに「質的側面の向上」を目指すことであると捉え、より効率的かつ柔軟な行政運営と公共サービスの改善等、質的側面の向上を図りながら、行政改革の推進に取り組んできました。

本市の最上位計画である「下野市総合計画」を推進していくためには、必要な財源の確保はもちろんのこと、柔軟な組織体制や職員の意識改革、能力向上など、限られた資源を最大限活用していくための新たな行政システムを構築することが必要であり、それらの実現のための計画として「行政改革大綱及び実施計画」を策定し、取組を行ってきました。

さらに、本市においては、第二次下野市行政改革大綱策定後、次に挙げる市政全般に係わる重要な取組が行われました。

### (2) 新市建設計画の変更

平成24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、財源として極めて有利な合併特例債<sup>\*4</sup>の発行期間が被災地以外の市町村でも5年間延長され、平成32年度まで可能となりました。

本市では、総合計画を推進していく上で、合併特例債を最大限活用することを含めた「第二次下野市長期財政健全化計画」を平成25年3月に策定し、

その後、総合計画後期基本計画の重点戦略事業である新庁舎建設事業や現3庁舎跡地の利活用をはじめ、(仮称)三王山公園、スポーツ活動拠点整備などに際して、合併特例債をより効果的・効率的に活用するため、新市建設計画の計画期間を平成32年度まで延長する変更を行いました。

### (3) 下野市自治基本条例の制定

少子高齢化の進展、価値観の多様化の中で、市民ニーズも多様化、高度化の傾向にあります。限られた財源の中では、すべての市民ニーズに応えることは困難です。一方、地域では、NPO<sup>※5</sup>やボランティア等が、まちづくりの「新たな担い手」へと成長しています。このような状況の中、地方自治体は、これまで以上に地域の資源と特色を生かしたまちづくりを進める必要があります。

今後のまちづくりを進めるためには、まちづくりの担い手である市民、議会、市が互いに連携し、どのような役割を果たすのかを改めて捉え直し、新たなまちづくりを進めていくための基本的なルールが必要です。

そのようなことから、本市は、平成24年度から「自治基本条例」の制定に取り組み、市民参加による検討委員会での議論や市民フォーラム、市民説明会、パブリックコメントなど、多くの市民の意見を踏まえ、「市民が主役のまちづくり」、「市民、議会及び市の協働によるまちづくり」を推進することを基本理念とした「下野市自治基本条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しました。

市民協働のまちづくりを推進するにあたり、市民がまちづくりに参画する権利を規定するとともに、市民自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践することが責務として規定され、市民と市それぞれが公共的な課題解決を図るため、役割と責任を果たし、効果的にまちづくりを進めることとなります。

今後、市の各種条例や計画等は、自治基本条例の趣旨に添って制定、策定、運用していくことになります。

### 3 新たな行政改革大綱の必要性

本市においても、地方分権の進展により、より自立性と自主性を持った行政運営が強く求められている一方、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少することによる市税の減収が懸念されるとともに、合併特例期限終了後の交付税の一本算定に伴う大幅な歳入の減額や、義務的経費の増額が見込まれていることから、より一層の行政改革の取組が必要です。

また、平成28年度の新庁舎開庁により、行政組織のスリム化・効率化、市民サービスの向上が図れる一方、旧3庁舎跡地の利活用や公共施設等再配置も重要な課題となっています。

本市が抱えているこれらの課題は、持続可能な行政運営を確立するための新しい行政システムへの移行を図る絶好の「機会」と捉え、新たな一步を踏み出すための行政改革大綱を策定し、実行していかなければなりません。

そこで、現在の「第二次下野市行政改革大綱・実施計画」が、平成26年度をもって計画期間が終了することから、今後の行政改革の道筋を明確にし、さらなる改革を推進するため、「第二次下野市行政改革大綱」の基本方針を継続・強化しつつ、新たな視点を追加し、柔軟で効率的な行政システムの確立を目指し、「第三次下野市行政改革大綱」を策定します。

## 第2章 市民との協働の推進

行政改革は、市の総合計画で掲げた施策・事業を効果的・効率的に実施するための改革であり、本市が抱える行政課題を克服するための手段であります。その目的は、市民サービスの向上、すなわち「市民主体のまちづくり」の推進にあると言えます。

したがって、行政改革は市民の理解と納得のもとで進め、改革の方向性や過程に関しては、透明性の高い情報を提供する必要があります。

市民の参画が深まり、主体的な関わりを持って自らのまちをより良い方向へ進めていく活動が喚起されれば、行政の改革が単なる縮小や合理化にとどまることなく、市民と行政の協働の機運が高まり、自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」、「市民、議会及び市の協働によるまちづくり」を効果的に推進することができます。

第三次下野市行政改革大綱においては、下野市自治基本条例の理念に基づき、市民が行政運営に参画する機会の拡充を図るとともに、市民との協働をより一層推進するための仕組づくりに取り組み、市民自らが主体的にまちづくりを進めるための制度の充実強化を図ります。

### 第3章 第三次行政改革の基本方針

自治基本条例施行後初めて策定する第三次下野市行政改革大綱は、市民との協働をより一層推進するとともに、第二次下野市行政改革大綱の基本方針を継続・強化し、本市が抱える行政課題に対応するための柔軟で効率的な行政システムの確立を目指し、次のとおり基本目標を設定します。

#### 基本目標

市民との協働による持続的に発展するまちづくり

市民と市の協働によるまちづくりを進めるため、より一層市民の参画と協働が推進される取組を実行し、市民に信頼されうる「質的側面の向上」、「量的側面の改善」に取り組むとともに、基本目標「市民との協働による持続的に発展するまちづくり」を推進するため、次の基本方針を掲げます。

#### 基本方針

- 1 「さらなる協働の推進」
- 2 「質的側面の向上」
- 3 「量的側面の改善」

#### (1) 「さらなる協働の推進」

「協働」とは、自治の推進のために市民と市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で協力・連携することを言います。つまり、まちづくりの共通目標を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等をいかしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すことを言います。

そのための前提として、市はその保有する情報を積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供する必要があり、市民が市政に参画する機会を積極的に作っていかねばなりません。

また、協働を担う人づくりが必須であり、市はそのための環境（場所、機



会、仕組など) づくりに努める必要があります。

地域社会における、市民、コミュニティ組織、事業者などとの連携の必要性が再認識される中、本市においても、様々な分野で市民、企業等がともに支えあう仕組み、体制の構築を図り、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

## (2) 「質的側面の向上」

本市においては、自治基本条例の趣旨に則り、「市民＝まちづくりの主体」という視点に重点を置き、市民と市が協働してまちづくりを進めるための行政サービスの質的向上を図ります。

市民が主体のまちづくりに向けた行政サービスの質的向上を図るためには、行政運営の効率化とスピードアップが必要であり、職員の資質向上や、限られた経営資源の中で事業の取捨選択を行うための行政評価のさらなる充実が必要です。

また、新庁舎開庁に伴い、窓口業務や各種行政サービスについて、市民ニーズを的確に捉え、市民の利便性向上のため継続し見直しを進める必要があります。機能的で活力ある組織体制づくりに努め、人材育成の取組を充実させるとともに、市民サービスの向上や事務のさらなる効率化を目指し、ICT<sup>※6</sup>を活用した業務改善・事務の効率化に一層取り組みます。

## (3) 「量的側面の改善」

少子・高齢化の進展により生産年齢人口が減少することによる市税の減収が懸念されるとともに、交付税の一本算定に伴う大幅な歳入の減額や、義務的経費の増額が見込まれています。

今後とも、事業の必要性、費用対効果、効率性を十分に勘案した事業への取組を行うとともに、市が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じた総合的な検証を行い、統廃合や改修、長寿命化などに取り組みます。

また、長期財政健全化計画に基づく持続可能な財政構造の確立や、定員適正化計画に基づく職員定数管理等を引き続き推進するとともに、自主財源の確保に向けた取組を継続して行うこととします。

## 第4章 実施期間

第三次下野市行政改革大綱の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## 第5章 推進方針

### (1) 実施計画の策定

第三次下野市行政改革大綱を踏まえて、改革の実効性を担保するため「第三次下野市行政改革大綱実施計画」を策定し、実施項目を計画的に推進するものとします。

### (2) 推進体制

「下野市行政改革推進本部設置要綱」に基づき、市長を本部長とし、部長級で構成する「下野市行政改革推進本部」を設置し、その下部組織として課長職にある者をもって組織する幹事会、及び幹事会の下部組織である推進委員を設置し、全庁職員が一丸となって推進します。

また、「下野市行政改革推進委員会条例」に基づき設置する公募による市民及び学識経験者により組織される「下野市行政改革推進委員会」において、行政改革全般に係る意見・提言等を受け、第三次下野市行政改革大綱及び実施計画の推進に反映させることとします。

### (3) 公表

本大綱・実施計画については広く市民に公表することとし、実施期間中における実施項目の進捗状況等について、市ホームページ等を活用し、市民に分かりやすく公表することとします。

## 第6章 行政改革の重点項目

本市の行政改革の推進に当たっては、基本方針である「さらなる協働の推進」、「質的側面の向上」、「量的側面の改善」を図るとともに、自治基本条例の理念を明確にし、また、新庁舎開庁を踏まえて、これまで以上に市民が利用しやすい行政サービスの場の提供と機能の充実を図り、より一層の行政改革を推進するため、以下の3項目を重点項目として位置付け取組を行っていくこととします。

### 重点項目

- 1 市民との協働によるまちづくりの推進
- 2 効率的・効果的な行政経営の推進
- 3 将来にわたり持続可能な財政運営の推進

### 1 市民との協働によるまちづくりの推進

#### (1) 下野市自治基本条例に基づくまちづくりの推進

「下野市自治基本条例」は、下野市のまちづくりを推進するための最高規範として、市民に対して周知啓発活動を積極的に実施し、条例の理念を実現するための制度づくり、条例推進のための組織の設置など新しい体制づくりを着実に実施し、「下野市自治基本条例」の理念の実現のための取組を実行します。

条例第38条の規定に基づき、条例の施行後5年を超えない期間ごとに市民参画のもとに検証を行い、その結果を踏まえて条例の見直し等行うこととなっており、検証体制も併せて整備します。

#### (2) コミュニティ組織等との連携

協働のまちづくりを推進するに当たっては、地域におけるまちづくりの担い手であるコミュニティ組織等の活性化を図り、地域における課題を解決する力

である「地域力」の向上に取り組むことが重要となっています。

これらコミュニティ組織等が、地域において適正かつ自主運営に努められるよう支援するとともに、自治会については、行政との協働による共助の担い手として活動がより活発になるよう支援します。

### (3) 協働型社会の構築

市民と行政との協働型社会の構築に向けて、下野市では市民が自ら担う公共サービスとして、市と地域住民等のボランティア団体の協働による「愛ロードしもつけ<sup>※7</sup>」、「愛パークしもつけ<sup>※8</sup>」などの美化活動を行っています。

また、社会のため、地域のために自主的・自発的な活動を行う市民団体等に、その事業の経費の一部を助成し活動を支援しています。

これらの取組をより一層強化し、市民自らが担う公共サービスの拡大を図るとともに、それらを担う人づくりや環境づくりを進め、環境問題など身近な課題から市民が参画し連携する協働によるまちづくりを目指します。

### (4) 市民と行政の対話の推進

行政改革を進めるに当たっては、行政情報の提供を十分に行うとともに、市民との対話を通じて理解と納得を得ることが不可欠です。

市民が必要とする情報を的確に把握するための広聴制度を充実させるとともに、情報を積極的、効果的に提供するために、分かりやすく、入手しやすい方法で市民に提供するよう努めます。

### (5) 市民参画の推進

市民は誰でも平等にまちづくりや市政に参画する機会が保障されており、そのため、市においては市民の市政への参画を積極的に図り、市民がより参画しやすい環境を整備することが必要です。同時に、市民にもまちづくりや市政への関心や問題意識を持ち、よりよいまちづくりのため積極的に参画することが求められています。

市民の市政参画を推進するための取組を進め、行政評価における市民評価や市政運営への市民の参画を推進します。

## (6) 市民の一体感の醸成

新庁舎を核とした市民の一体感の醸成を図るため、ロビーや共用スペースを有効活用し、市政情報等を一元的に提供するなど、多くの市民が訪れる取組を実行していきます。

また、市制施行10年が経過することから、イベント等についても、リニューアル等に取り組み、より魅力あるイベントとして、さらなる市民の一体感の醸成に努めます。

## 2 効率的・効果的な行政経営の推進

### (1) 組織マネジメント機能の強化

庁議や部長会議などの機能をさらに強化し、これまで以上に実効性のある議論と意思決定を行うことができる体制を構築するとともに、部局内の幹事課機能を充実させることにより、事務事業を総合的・効率的に推進する体制の確立と政策立案機能の強化に取り組みます。

また、組織横断的な課題にはプロジェクトチーム等の庁内組織を設置し、全庁的な取組を推進します。

### (2) 庁内組織の継続的な見直し

時代の変化や市民ニーズの多様化等にスピード感を持って対応するため、継続的に組織機構の見直しを進めるとともに、グループ制を効果的に運用することにより、市民満足度の高いサービス提供を図ります。

### (3) 審議会・委員会等の見直し

審議会・委員会等の効率的な活用と活性化を図るため、継続して見直しを進めるとともに、市民参画の観点から、運営状況等についてより効果的な情報提供に努めます。

### (4) ICTの有効活用

新庁舎開庁に伴う情報システムの移行について、計画的な事業推進を図るとともに、ICTの有効活用による事務事業の効率化、市民の利便性向上に取り

組みます。なお、情報システムや機器の導入等においては、情報化投資等アドバイザー業務を実施し、情報システム導入事務の適正化に努めます。

また、個人番号カード<sup>\*9</sup>の普及促進を図り、市民サービスの向上と窓口業務の軽減等を図るとともに、事務事業の効率化のための市独自のサービスに取り組めます。

#### (5) 民間活力活用の推進

公の施設について、市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度の導入を推進します。

また、民間の専門知識やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上が図られると判断される業務については、民間委託や民営化を推進します。

#### (6) 行政評価システムの着実な運用

下野市では、市が行う事務事業について、その必要性、熟度・緊急性、改善・工夫策などの観点から評価する行政評価システムを導入し、予算査定との連動を図るなど、業務の効率化と財政健全化に一定の成果を上げています。

行政評価システムがさらに有効に機能するよう、引き続き評価システムの適正な運用に取り組むとともに、より充実した行政評価となるよう、第二次下野市総合計画策定にあわせ、行政評価システムの見直しを行います。

#### (7) 行政サービスの向上

新庁舎開庁に伴い、窓口業務や各種行政サービスについて、市民ニーズを的確に捉え、市民の利便性向上のための見直しを進めるとともに、定期的に市民サービスアンケートを行い、さらなる行政サービスの向上を図ります。

また、業務マニュアルの作成により、職員の異動に伴う行政サービスの低下を防ぐとともに、職員提案制度等を見直し、職員の「気づき」による行政サービスの向上や改善を進めます。

#### (8) 給与等の適正化と職員資質の向上

給与水準については、引き続き適正水準の維持に努めるとともに、市民に分かりやすい形で定員・給与等の内容を公表します。

また、職員の勤務状況を適切に評価するため、能力・実績に基づいた人事管理の徹底を図り、人事評価制度の本格的な運用を行います。

#### **(9) 職員数・臨時職員数の適正管理**

市民サービスの維持と職員数のバランスに留意しながら、「下野市第2次定員適正化計画」を着実に推進します。

また、人件費抑制と業務効率化の観点から、再任用制度や非常勤・臨時職員の適正な任用を推進し、最適な人員配置を推進します。

#### **(10) 人材育成の推進**

「下野市職員人材育成基本方針」等に基づき、職員の能力開発を推進するとともに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、庁内外の研修などを通じて専門性を持った職員の育成を図ります。

また、組織の活性化と職員の意欲向上のため、引き続き意欲と能力のある若手職員や女性職員について、管理・監督職や政策形成部門への積極的登用を図ります。

#### **(11) 職員の意識改革の推進**

「下野市職員人材育成基本方針」等に基づき、職員の意識改革を進め、専門性と並んでバランスのとれた判断力と行動力等、職員の資質向上のため各種研修の一層の充実を図るとともに、一事業所として男女共同参画意識の高揚を図ります。

また、職員提案制度や人事異動に係る自己申告制度を有効に活用し、職員の職務への前向きな姿勢を促進します。

#### **(12) 公共工事の適正な執行管理**

公共工事等発注プロセスの改革により、電子入札制度の拡充、成果品の電子納品制度の活用等一定の成果を挙げています。

今後も公正な競争入札の確保のため、入札制度や運営方法を継続的に見直すとともに、業務委託の成績評価の導入を検討します。

### (13) 広域的な行政の推進

よりよい市民サービスを確保するとともに、市民にとっての利便性向上を実現するため、周辺自治体との連携を深め、施設利用、交流、インフラ整備などにおいて、広域での連絡調整を図るとともに、一部事務組合を構成している市町及び関係機関との連携を強化します。

また、幅広い視野を持った人材を育てるため、引き続き県や関係機関との人事交流を推進します。

## 3 将来にわたり持続可能な財政運営の推進

### (1) 事務事業の継続的な見直し

市単独財源による現金給付事業等の事務については、社会情勢の変化等を勘案し継続的に見直します。

また、「下野市補助金の継続的な見直しのためのガイドライン」の厳格な運用を図りながら、適正で公正な補助金の交付を実施します。

### (2) 公共施設の適正管理と効率的な運営

既存の公共施設については、市民サービスの向上のため、より有効に活用する手段を実行し、利用者増に向けた取組を進めるとともに、新たな施設整備に当たっては、PFI<sup>\*10</sup>をはじめ民間のノウハウを活用した整備手法の導入を検討します。

また、人口減少・少子高齢化や財政見通しを踏まえた効率的な施設配置を推進するため、公共施設の建替えや改修などの基本方針を策定するとともに、現公有資産の有効活用を図ります。

### (3) 地方公営企業<sup>\*11</sup>・第3セクター等<sup>\*12</sup>の経営健全化の推進

公営企業等については、独立採算を原則とする健全かつ持続的な事業経営を推進します。

また、第3セクター等については、その設立目的や行政との役割分担を勘案し、継続的に業務の見直しや効率化を進めるとともに、活性化を図り安定した事業運営に取り組みます。



#### (4) 課税・受益者負担の適正化

市税収納率の向上のため、関係各課・関係機関が連携し、効果的かつ効率的な徴収のため、情報の共有化を図るとともに、徴収体制の強化に取り組みます。

また、市民サービスの向上や、業務効率化の観点から、コンビニ収納、口座振替等の利用促進を図るとともに、新たな納入方法の導入に取り組みます。

さらに、行政サービス提供における公平性確保と受益者負担の原則に基づき、各種使用料や手数料等の見直しを継続的に実施します。

#### (5) 財政指標の設定と財政情報の適切な公開

財政運営の指針となる長期財政健全化計画については、長期的な展望に立つて限られた財源の効果的な運用が図られるよう定期的な見直しを行うとともに、市民が市の財政状況を容易に判断できるよう適切な情報提供を行います。

#### (6) 予算査定の改革

施策横断的な視点による事業の取捨選択や優先度設定と、これに基づく予算査定を実施し、政策的な観点による予算措置の重点化と財政の健全性維持の両立を目指します。

また、各部が主体的に施策を具現化するため、部の責任と裁量を基本とした予算編成とするため引き続き枠配分による査定を実施します。

なお、合併特例債活用期限と活用限度額が迫っていることから、投資的事業の選択化、重点化に取り組みます。

#### (7) 税外収入確保と公共工事コスト縮減

既存の有料広告事業や低・未利用市有財産等の処分などにより自主財源を確保するとともに、新庁舎を活用した有料広告事業など、市の資産を利活用する手法を積極的に導入し、さらなる財源確保に努めます。

また、公共工事におけるコスト縮減を図るため、コスト縮減プログラムに基づく取組を推進します。

#### (8) 新たな財源確保の取組

自立的かつ安定的な財政基盤を確立するために、「下野市産業振興計画」に基づく各種産業振興施策や、土地利用の活性化等による定住促進に向けた取組を積極的に推進することにより、新たな税源、及び自主財源の確保に努めます。

## 用語集

※番号	用語	説明
1 2	団体自治 住民自治	下野市自治基本条例逐条解説の中で、「団体自治」とは、地方自治体が国と対等な立場で、その団体の権限と責任において市政運営を行うことで、「住民自治」とは、市民が主権者として民主的なルールに則って市政に参画し、市民の意思を反映した市政運営が行われることと、市民が地域を自分たちで運営していくという2つの側面があるとしています。
3	合併特例期限終了後の交付税の一本算定	合併特例法で、合併後の一定期間（10年間）、旧3町が存在するものとみなして計算した普通交付税額が保障されていますが、特例期限が終了する平成28年度から平成32年度まで段階的に削減され、平成33年度には下野市1団体として交付されることとなります。（一本算定）
4	合併特例債	合併した市町村が、まちづくりのための市町村建設計画に基づいて実施する事業に要する経費の95%が借り入れでき、元利償還金の70%が普通交付税に算入される大変有利な地方債です。
5	NPO	「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。
6	ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、情報や通信に関する技術の総称です。
7	愛ロードしもつけ	安全で快適な道路環境の維持向上を図るとともに道を愛する心を育むため、地域住民等のボランティア団体及び道路管理者(市)の二者が道路美化活動のパートナーとして連携・協力することをいいます。

8	愛パークしもつけ	市民生活にとって重要な公共空間である公園の美化を促進するため、地域住民等のボランティア団体及び公園管理者(市)の二者が公園美化活動のパートナーとして連携・協力することをいいます。
9	個人番号カード	「番号制度」は、複数の機関に所在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行う基盤をつくり、社会保障、税、災害対策の各分野で活用するため導入されます。住民票を有する個人全員、及び法人に番号を付番し、平成27年10月から「個人カード番号の通知」を行い、平成28年1月から「個人番号カード」の交付、利用が開始されます。
10	P F I	「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことをいいます。
11	地方公営企業	地方公共団体が経営する公益性の高い事業で、本市においては水道事業があります。
12	第3セクター等	地方公共団体が出資(「出えん」を含む。)を行っている財団法人、社団法人、会社法法人等で、本市においては「下野市農業公社」・「グリムの里いしばし」・「道の駅しもつけ」があります。